

この制度を実施すれば

事業主にとって

- ・従業員が、家の都合で休むことが少なくなります。
- ・従業員の家庭生活の安定を助けます。
- ・災害を防止し、生産性向上にも役立ちます。
- ・経費はわずかですみます。

従業員にとって

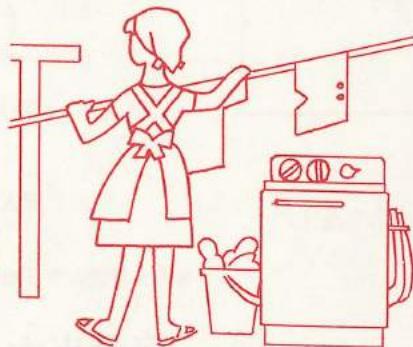
- ・主婦が病気などの時も、家の手代りが得られます。
- ・家庭のことに気をとられずに勤務することができます。
- ・ヘルパーは専門家です。

安心して家事処理がまか
せられます。

- ・利用料は安くすみます。

ホームヘルパーにとって

- ・会社の従業員として、身
分が安定しています。
- ・働く時間など、労働条件がはっきりしています。
- ・新しい家事的職業として、勤労者の家庭生活を助け、社会のため
にも役立つ喜びがあります。



事業内ホームヘルプ制度を

とりいれましょう

事業場が従業員の家庭の
家事援助をするためにホームヘルパーを
派遣する制度

それが 事業内ホームヘルプ制度 です



この制度のあらまし

この制度はだれが実施するのか

会社や工場が、福利厚生の事業として行ないます。

この制度を利用できるのは

その会社の従業員で、家事担当者が病気などのため、家事処理に困った場合です。

だれがホームヘルパーの雇い主か

この制度を実施する会社や工場です。
(ホームヘルパーの派遣を受けた個々の家庭ではありません)

賃金も会社から支払われます。

制度運営に必要な事務費等は

会社や工場が負担しますが、派遣家庭から低額の利用料をとることはさしつかえありません。

ホームヘルパーの働く時間は

労働基準法の適用を受けますので、原則として実働8時間以内です。

ホームヘルパーはどんな仕事をするのか

日常の家事作業をします。
(病人の専門的看護や、家業の手つだいはしません)

やりかたは“標準家事作業”によります。

ホームヘルパーになる人は

“ホームヘルパー養成講習”などで、一定水準の技術を習得した婦人です。

中小企業などでは

単独で実施することが難しい場合は、事業場が共同して実施することをおすすめします。

— 共同で実施する場合 —

◇制度の実施主体は

事業主の団体となります。

(新しく事業主の団体を作つて実施することもできます)

◇制度を利用できるのは

団体に加入している事業主が雇っている従業員です。

◇ホームヘルパーの雇い主は

事業主の団体となります。賃金も事業主の団体から支払われます。

◇制度運営に必要な事務費等は

実施主体が負担しますが、その一部を派遣実績に応じ、利用者を雇っている事業主が分担することもさしつかえありません。

問合せやご相談は

◇この制度の実施方法や、ホームヘルパーについての問い合わせ、相談は………
◇くわしい資料が入用の場合は………

下記の婦人少年室へご連絡下さい。

——婦人少年室の所在地——

前橋市大字町一丁目1番3号

群馬婦人少年室